

本日改訂された基本的対処方針を踏まえ、まん延防止等重点措置区域における飲食店において酒類の提供を行うための具体的内容を定めたので通知する。都道府県等においては、本事務連絡に基づき適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年9月9日

各都道府県知事 殿

まん延防止等重点措置区域における酒類提供について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

本日改訂された基本的対処方針の三の（３）８）及び９）において、「感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗において19時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21時までの営業（酒類提供は20時まで）も可能とする。）」とされているところ、別途通知する具体的内容は、以下のとおり。

1. 酒類提供の要件について

まん延防止等重点措置地域（まん延防止等重点措置区域のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域）において酒類の提供を行う飲食店は、（１）及び（２）のいずれの要件も満たすこと。

（１）下記の必須項目を認証基準に含む自治体が導入する第三者認証制度による認証を取得していること。

①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）

全ての座席について、パーティション（アクリル板等）が設置されている（※）、又は座席の間隔が1m以上確保されていること。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

②手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

③食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声がけなどで促していること。

④換気の徹底

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。
- ・建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保する、または、30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っていること。

なお、換気を徹底するにあたり、CO₂ センサーの使用等により、換気状況の把握に努めること。

また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認すること。

(2) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則 4 人以内とすること。

2. 第三者認証制度の質の担保等について

認証後も飲食店の再調査を実施するなど遵守状況を把握し、1(1)又は(2)の要件を遵守していないにもかかわらず酒類が提供されている場合には、認証取消や命令等の手続きを開始することなどにより質の担保を図ること。